

<p>1-4-4 安全費の積算</p> <p>1. 安全費 安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)及び(2)並びに(3)により算定した額とする。 なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導警備員、熊対策ハンター及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。</p> <p>(1) 交通誘導警備員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。</p> $\text{安全費} = (\text{直接測量費} - \text{往復経費} - \text{成果検定費等}) \times \text{安全費率}$ <p>注) 1. 上式の直接測量費は、安全費を加える前の費用である。 2. 上式の往復経費とは、<u>宿泊を伴う場合</u>で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。 (※札幌市の場合、測量業務では一般的に宿泊を伴わないと考えているため、【往復経費】は発生しない。) 3. 成果検定費等とは、<u>成果検定費、マイクロフィルム作成費、登記手数料(登記簿・地図等の閲覧料、測量成果の謄本交付手数料等を含む)</u>を言う。 4. 安全費率については、青本を参照すること。</p> <p>(2) (1)によりがたい場合及び熊対策ハンター及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。 (3) 北海道公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線で測量作業を行う場合は、当該路線上の作業時間(日数)に応じて、別途積上げ計算により算出する。 なお、(1)の安全費率算定の対象額としない。</p>	<p>1-4-4 安全費の積算</p> <p>1. 安全費 安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)及び(2)並びに(3)により算定した額とする。 なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導警備員、熊対策ハンター及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。</p> <p>(1) 交通誘導警備員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。</p> $\text{安全費} = (\text{直接測量費} - \text{往復経費} - \text{成果検定費等}) \times \text{安全費率}$ <p>注) 1. 上式の直接測量費は、安全費を加える前の費用である。 2. 上式の往復経費とは、<u>宿泊を伴う場合</u>で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。 (※札幌市の場合、測量業務では一般的に宿泊を伴わないと考えているため、【往復経費】は発生しない。) 3. 成果検定費等とは、<u>諸経費の対象としない</u>成果検定費、マイクロフィルム作成費、登記手数料を言う。 4. 安全費率については、青本を参照すること。</p> <p>(2) (1)によりがたい場合及び熊対策ハンター及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。 (3) 北海道公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線で測量作業を行う場合は、当該路線上の作業時間(日数)に応じて、別途積上げ計算により算出する。 なお、(1)の安全費率算定の対象額としない。</p>	<p>文言削除及び追加</p>